

福島県復興計画(第3次)(案)に関する市町村意見と県の考え方

NO	ページ	行又は事業番号	該当箇所	意見内容・理由	県の考え方
1	66		「重点プロジェクトの指標」 「2 生活再建プロジェクト」 「県内・県外避難者数」の「目標値0人」	帰還困難区域の除染の方向性が不透明な状況で、当町の避難者が平成32年度に0人になることが難しいと考える。	御指摘のとおり、帰還困難区域は、一定期間経過後も年間20ミリシーベルトを下回らない区域として指定されており、基本的に国による除染も実施されていないなど、現時点で帰還の見通しは立っていない状況にあり、平成32年度に避難者数をゼロにするという目標がいかにも困難なものであるかは、県としても承知しております。しかしながら、こうした困難な状況の中で、一人でも多くの避難者の皆さんが生活再建を果たせるよう、県として全力で取り組んでいくべきであり、そのことを明確に示そうとの考えに立ってのことであり、御理解ください。
2	98	11	「地域別の取組」 「2 双葉エリア」の3②(1) [道路]に、「廃炉作業並び復興事業により交通量の増加している国道6号の4車線化の整備を推進。」を追加していただきたい。	現在、廃炉作業や復興事業で国道6号の交通量が増加しているため。	常磐自動車道の4車線化に向けた取組みを進めており、国道6号の4車線化については、今後の交通量の推移を見ながら判断していきたいと考えております。
3	9		復興へ向けた重点プロジェクトの全体図	第2次計画では、この部分に、1つの項目として「津波被災地等復興まちづくり」を掲げていたが、今回の改正でなくなってしまっている。本市を含め、浜通り地域は、津波による最大の被害を受けており、市内の沿岸部では、土地区画整理事業等が進められている状況であり、未だ復興の途上にあるのが現状である。したがって、「津波被災地」という表現が重点プロジェクトから無くなることで、津波被災者に対する支援は終了したという心象を県民(市民)が抱く可能性が高く、県としての姿勢が問われるのではないかと危惧するところである。	「10 復興まちづくり・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト」の項目として「津波被災地等の復興まちづくり」と記載しており、引き続き津波被災地の復旧・復興に取り組んでいくことから御理解ください。
4	53	1(1)①	「8 新産業創造プロジェクト」 「プロジェクトの取組」1(1)① 「太陽光発電設備など各家庭における再生可能エネルギーの普及促進」	自治体が行う各家庭への再エネ普及促進策としては補助事業が有効である。現行補助制度の継続及び新たな補助メニューの創設を期待する。	御意見を参考に今後の取組を進めます。
5	53	1(2)① 1(2)③	「8 新産業創造プロジェクト」 「プロジェクトの取組」1(2)①、③ 「産業技術総合研究所 福島再生可能エネルギー研究所と連携した研究開発・実用化の推進」 「再生可能エネルギー関連分野における太陽光、風力、水素などの研究開発促進、技術力向上、実証試験等を通じた実用化」	同研究所については、さまざまな地域・企業と連携した取組みが行われているところではあるが、今後とも研究の実用化や実証試験等を行う際の場の選定にあたっては、県内に立地しているメリットが他地域にも及ぶよう配慮いただきたい。	御意見を参考に今後の取組を進めます。

NO	ページ	行又は 事業番号	該当箇所	意見内容・理由	県の考え方
6	78 91 123	29～35 20～25 18～24	<p>「地域別の取組」 「1 相馬エリア」「2 双葉エリア」 「5 会津エリア」</p> <p>野生動物の食肉の出荷制限や撰 取制限等による狩猟圧の低下に より、野生動物の適正頭数が保 たれず、鳥獣被害が増加してい る。</p>	<p>この課題については、相馬エリア、双葉エ リア及び会津エリアのみに記載されているが、 いわきエリアにおいても同様に深刻な問題と なっている。P103の「今後の復興に向けた主 な課題と取組の方向」に追記されたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、いわきエリアに以下のとおり 追記しました。</p> <p>〔課題3〕 野生動物の食肉の出荷制限や撰取制限等に よる狩猟圧の低下により、野生動物の適正頭 数が保たれず、鳥獣被害が増加している。ま た、鳥獣生息域が人里や住宅付近まで拡大す ることが懸念される。</p> <p>〔取組の方向3〕 農作物等への被害が深刻なイノシシについて は、集中的な捕獲や市町村の取組の支援を通 じて、個体数の減少を図る。</p>
7	95	1～7	<p>「地域別の取組」 「2 双葉エリア」の2の(1) 〔再生可能エネルギーの導入等 の推進〕 ～本エリアにおいてポテンシャル の高い太陽光や風力発電などの 先進地として再生可能エネ ルギーの導入を図る。</p>	<p>双葉エリアといわきエリアは地理条件が似て おり、いわきエリアも同様のポテンシャルを有 している。加えて、いわきエリアにおいては再 エネの導入推進に向け積極的な民間事業者 や家庭等の参画・協力が期待できる。また、 森林資源も豊富であり、森林が占める面積は 県と同じく7割となっており、木質バイオマスの 導入推進の面でも優位性がある。再エネ導入 加速化を図るモデル地域として、P105の「復 興の取組と進捗状況」及びP106の「今後の復 興に向けた主な課題と取組の方向」に「再生 可能エネルギーの導入等の推進」に係る項目 を追記されたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、「(1)復興の取組と進捗状況」 に項目「再生可能エネルギーの導入等の推進」 を追記しました。 「(2)今後の復興に向けた主な課題と取組の方 向」への追記については案のとおりとします。 また、再生可能エネルギーの導入について は、各エリア固有の課題としてではなく、全県的 に推進していくものであるため、案のとおりと します。御理解ください。</p>
8	117	35～46	<p>「地域別の取組」 「4 中通りエリア」の2(2)</p> <p>〔取組の方向2〕 福島再生可能エネルギー研究所 (郡山市)～関連企業の集積に向 けた企業誘致～</p>	<p>中通りエリアにのみ記載されているが、同研 究所の立地のメリットが所在地のみに留まら ず、広く県内に及ぶよう配慮いただきたい。</p>	<p>御意見を参考に今後の取組を進めます。</p>
9	105	15	<p>「地域別の取組」 「3 いわきエリア」の2</p>	<p>いわき市は、県内でも各種林業関連産業が 集積している地区であり、CLT等を核とした新 たな木材産業を創出し、林業・木材産業の活 性化につなげることを目指していることから、 CLT等の等新技术を活用した県産材の新た な需要創出プロジェクトについて「CLT等新技 術を活用した、県産材の新たな需要創出プロ ジェクトを推進。」と追記していただきたい。</p>	<p>CLTの推進については、案p44「6 農林水産 業再生プロジェクト」の3⑦「CLT等の新技术や 木質バイオマスの推進による県産材の新たな 需要創出」により、全県的に推進していくもの であるため、「地域別の取組」には記載してい ないものであり、御理解ください。</p>
10	106	12	<p>「地域別の取組」 「3 いわきエリア」の2(1)〔観光交 流の推進〕</p> <p>「ふくしま観光復興促進特区」</p>	<p>「サンシャイン観光推進特区」に修正</p>	<p>御指摘のとおり修正しました。</p>

NO	ページ	行又は 事業番号	該当箇所	意見内容・理由	県の考え方
11	105	46	「地域別の取組」 「3 いわきエリア」の2(1)[新産業の創造] ～新たな研究・産業拠点の整備を通じた新技術や新産業の創出、イノベーションによる～	【意見】 本市では、再エネ・医療・廃炉ロボット産業の振興においてキーデバイスとなる蓄電池産業の振興を図っていると、イノベーションコースト構想の中にも、バッテリーのリユースに関する取組みが位置付けられているため、その部分を文言に追加するもの。 【修正案】 ～新たな研究・産業拠点の整備を通じた新技術やキーデバイスとなる蓄電池分野などに関する新産業の創出、イノベーションによる～	バッテリーのリユースについては、御指摘のとおり、浜通り地域におけるイノベーション・コースト構想の中のスマート・エコパークの検討項目であり、また、蓄電池技術については再生可能エネルギーとも密接な関係にあります。案p17「1 避難地域等復興加速化プロジェクト」の2(1)ウ①「浜通りを中心とした環境・リサイクル関連産業の集積(スマート・エコパーク)の実現」、2(1)エ②「浜通り地域へのエネルギー関連産業の集積」と記載しており、御意見を参考に今後の取組を進めます。
12	61		「10 復興まちづくり・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト」 「プロジェクトのイメージ」	福島県復興計画(第2次)「12 県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト」P22にありました「浜通り軸」については、今回計画には、位置付けはされないのででしょうか。	案p60「目指す姿」4～5行目「かねてから県土のランドデザインとして整備を進めてきた縦・横6本の連携軸…の強化された新たな県土が形成されている。」と記載されており、この中に「浜通り軸」が含まれている。また、案p61「プロジェクトイメージ」34行目においても「基幹的な道路」に「浜通り軸」が含まれており、本計画においても復興計画(第2次)と同様に位置付けております。
13	108		「地域別の取組」 「3 いわきエリア」 (1)復興の取組と進捗状況[道路]	前項に関連しまして、福島県復興計画(第2次)「3いわきエリア 復興を支援する交通網の整備」P101にありました、「浜通り復興の基盤となる「浜通り軸」の早期復旧・整備」及び、「＜具体的な取り組み＞○「浜通り軸」である国道6号については、久之浜バイパス・常磐バイパスの整備促進及び勿来バイパスの事業化を図る」の位置付けは今回計画には位置付けられないのでしょうか。 位置付けが可能であれば、「浜通り軸」である常磐自動車道については4車線化の早期整備、国道6号については、久之浜バイパス・常磐バイパス・勿来バイパスの整備促進を図る。」を追加の御検討を頂きたい。	常磐自動車道や国道6号については、県土の骨格を形成する基幹的な道路として、県全体で推進する路線として位置付けており、各エリアに個別には記載していないので御理解ください。 なお、御指摘の事業箇所は、案p61「プロジェクトのイメージ」の26～38行目のおり本計画に位置付けております。
14	108	25～26	「地域別の取組」 「3 いわきエリア」の3②(2)[課題1] ～、広域的な物流や観光交流、地域医療、産業再生、イノベーション・コースト構想やオリンピック関連誘致など復興を強力に支援する～	県市とも復興に向け、力を入れているため。	御意見を踏まえ、該当する全てのエリアについて、「～広域的な物流や観光交流、地域医療、産業再生、イノベーション・コースト構想など、復興を強力に推進する～」と修正しました。
15	108	14～15	「地域別の取組」 「3 いわきエリア」の3②(1)[路線バス等] 【現行】 避難者や住民の生活交通の利便性の向上のため、路線バス等の運行支援や巡回バス等を実施。 【修正案】 避難者や住民の生活交通の利便性の向上のため、路線バス等の運行を支援。	現在、いわき市内では、国の「特定被災地域公共交通調査事業」を活用し、避難者等の移動を支援しているが、その運行形態は利用者特定した貸切バスではなく、路線バスであることから、「巡回バス」の表記は馴染まないため。	御指摘のとおり修正しました。